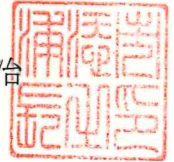




浦添市会計管理者事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 10 月 5 日

浦添市長 松 本 哲 治



浦添市訓令甲第 22 号

浦添市会計管理者事務専決規程の一部を改正する訓令

浦添市会計管理者事務専決規程（昭和61年訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第12号を削り、第13号を第12号とする。

附 則

この訓令は、令和8年10月5日から施行する。

浦添市会計管理者事務専決規程（昭和61年訓令甲第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市会計管理者事務専決規程 昭和61年3月27日 訓令甲第1号 注 平成28年2月から改正経過を注記した。 （専決） 第3条 会計管理者は、その権限に属する次に掲げる事務を会計課長に専決させることができる。 (1)～(11) 〔略〕 <u>(12)</u> 1件100万円未満の調定通知書に関すること。 <u>(13)</u> 〔略〕	浦添市会計管理者事務専決規程 昭和61年3月27日 訓令甲第1号 注 平成28年2月から改正経過を注記した。 （専決） 第3条 会計管理者は、その権限に属する次に掲げる事務を会計課長に専決させることができる。 (1)～(11) 〔略〕 〔削る〕 <u>(12)</u> 〔略〕